デジタル人材育成事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

公表日　　令和７年５月１２日

　　　　（２０２５年）

１　契約概要

（１）名称

　　　デジタル人材育成事業委託業務

（２）事業趣旨

本市において生産年齢人口の減少による労働力不足が予測される中、市内企業の生産性向上と労働力の確保は喫緊の課題である。

本事業は、和歌山市内で求職中の方を対象にデジタルスキル習得研修及び伴走型の就職支援を実施し、企業の生産性向上に資するデジタル人材を育成し市内企業への就職につなげることを目的とする。本事業において想定される就職先はIT企業に限ることはなく、和歌山市内の多様な業種の企業が対象である。また、職種についても、情報系の技術職に限るものではなく、営業職や事務職等の幅広い分野でデジタルスキルを用いて活躍することを目指すものである。

（３）契約内容

デジタル人材育成事業委託業務仕様書のとおり

（４）契約期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

２　見積限度額（予定価格）

６，９８２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※　参考見積書の上限金額は、見積限度額（予定価格）とする。

３　参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ　破産者で復権を得ない者であること。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者であること。

エ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から２年を経過しないこと。

（２）次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア　市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ　消費税及び地方消費税

ウ　所得税又は法人税

（３）実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成２０年７月１日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成１５年５月１日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年６月１日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあっては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあっては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

４　プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

（１）提出書類

ア　プロポーザル参加資格確認申請書

イ　参加申請チェックリスト

ウ　３　参加資格の（２）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その３の３を、個人にあっては納税証明書の様式その３の２を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

なお、和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあっては、以下エからカまでについても、あわせて提出すること。（和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、以下エからカまでの書類を省略することができる。）

エ　会社概要等

（ア）会社概要のわかるもの（パンフレット等）

（イ）履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

オ　役員等調書及び照会承諾書

カ　委任状及び使用印鑑届出書

使用印鑑届出書には印鑑登録証明書（写し可、発行後３か月以内）を添付すること。

（２）提出期限

令和７年５月２６日（月）１７時１５分まで（必着）

（３）提出場所

〒６４０－８５１１

和歌山市七番丁２３番地

和歌山市役所　産業交流局　産業部　産業政策課

Ｔｅｌ：０７３－４３５－１０４０

Ｆａｘ：０７３－４３５－１２６２

メールアドレス：sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

（４）提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く８時３０分から１７時１５分まで

※郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

５　プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日　　令和７年５月２９日（木）

６　質問の受付及び回答

（１）受付期限

令和７年６月９日（月）１７時１５分まで（必着）

（２）質問方法

電子メールにより、書面（任意様式）で産業政策課まで送付すること。

（３）質問先

４（３）に同じ。

（４）回答方法

質問者に対して書面で回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。なお、質問に対する回答は、本要領を補足するものとする。

７　企画提案書の提出

（１）提出書類

ア　企画提案書提出書

イ　企画提案書（任意様式、Ａ４版両面印刷、表紙を含め２０ページ以内、クリップ留めとしホッチキス留めは禁止とする）

提案項目は下記のとおりとする。また、「評価基準は９　評価項目、評価基準及び配点」のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案項目 | 記載内容 |
| 提案コンセプト | 本事業の趣旨を踏まえ、提案の考え方、提案の概要及び特徴を簡潔に記載すること。 |
| 業務実施に関する事項 | 委託業務仕様書の３　委託業務の内容に基づき企画提案内容を具体的に記載すること。 |
| 実施スケジュール | 本事業の工程表を記載すること。 |
| 同種業務の実績 | 本事業に類する事業の実績があれば簡潔に記載すること。 |

ウ　参考見積書（任意様式　消費税及び地方消費税を含む。）

※備考欄等で積算の明細・根拠が分かるようにすること。

エ　本市内での活動実績一覧書（別添様式）

※市内での本社または支店（営業所）等の有無等について、別添様式に記載のうえ提出すること。

オ　履行実績調書（別添様式）

※令和２年度以降、デジタル人材育成事業と同種の業務実績（９　評価項目、評価基準及び配点を参照）がある場合、履行実績調書を提出するほか、契約書及び仕様書の写しを提出すること。

カ　企画提案書の概要版（任意様式）

　　※受託候補者として特定された場合、企画提案書は公表の対象となるため、Ａ４版１ページ程度の概要版を提出すること。

（２）提出部数

１０部（原本１部、副本９部）

（３）提出期限

令和７年６月２３日（月）１７時１５分まで（必着）

（４）提出場所

４（３）に同じ。

（５）提出方法

４（４）に同じ。

（６）提出制限

企画提案書は、１提案者について１件を限度とする。

８　評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

（１）審査方針

審査は、本実施要領「９　評価項目、評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、企画提案者が５者を超えた場合は「一次審査」及び「二次審査」を実施するものとし、５者以下の場合は「二次審査のみ」実施するものとする。

二次審査においては、プロポーザル参加資格を認められた者から提出された企画提案書その他提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容から、合計得点が最も高い企画提案者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。

評価委員の平均合計点数が６０点以上であることを合格水準とし、全ての提案が水準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。また、受託候補者の特定後、不測の事態が生じた場合は、次点の評価点を取得した者を受託候補者として特定する。

（２）一次審査

ア　実施内容

企画提案者が５者を超えた場合、本実施要領「９　評価項目、評価基準及び配点」内の「同種業務の実績」「見積価格」「地域貢献度」に基づき書類による審査を実施する（一次審査における「同種業務の実績」「見積価格」「地域貢献度」の点数は二次審査に引き継ぐものとする）。ただし、企画提案者が５者以下の場合は一次審査を実施しない。

イ　評価基準

提出書類のうち一次審査結果における得点が高い者から順に、上位５者を二次審査の対象とする。この場合において、同点の者が２者以上あるときは、見積価格の低い順に選定する。

（３）一次審査結果の通知

一次審査結果を、プロポーザル一次審査結果通知書（令和７年６月２７日送付予定）により通知する。

（４）二次審査会

ア　実施内容

企画提案説明に２０分、質疑応答に１０分とする。

イ　開催日

令和７年７月８日（火）予定　１３時３０分～

※提案開始時間はプロポーザル一次審査結果通知書にて通知する。

ウ　開催場所

わかやま歴史館 ３階 第１会議室（和歌山市一番丁３番地）（予定）

※二次審査会（プレゼンテーション）に出席しなかった場合、そのプロポーザル参加者は失格とする。

※プレゼンテーションは、１者に２名までの参加とする。

※プロポーザル参加者が１者のみであっても審査会を実施する。

※プロポーザル参加者は、他の参加者の審査会への傍聴はできない。

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとする。プロジェクターの使用も可能であるが、提案書にない提案を新たに盛り込み説明することは認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、産業政策課へ事前に連絡を行うこと（プロジェクター及びスクリーンは産業政策課で用意するが、パソコン等その他必要物は各自用意すること。）。

（５）二次審査結果の通知

二次審査結果をプロポーザル二次審査結果通知書（令和７年７月１５日送付予定）により通知する。

９　評価項目、評価基準及び配点

審査は、次の項目及び評価基準に基づき評価する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 受講者の募集 | ・どのようなターゲット層を想定し、なぜその層を重視するのか、提案に明確な意図があるか  ・ターゲット層に届く広報手段が工夫されており、行動を喚起するような訴求設計がされているか  ・「受講してみたい」と思わせるようなコンテンツやキャッチコピー等の戦略があるか  ・受講者の選定基準はどのように設定するか | 10点 |
| デジタルスキル習得研修の企画 | ・本事業の主旨を十分に理解した上での提案となっているか  ・和歌山市内の企業でどのように活用できるスキルであるかの明確なビジョンがあるか  ・受講者が主体的・意欲的に取り組めるような工夫を交えたプログラム構成となっているか  ・デジタルツールの操作習得にとどまらず、実際の業務や職種を想定した活用方法や組み合わせによる実用性が意識されているか | 15点 |
| 研修の運営体制 | ・受講者の理解度や進捗状況を把握するための仕組みが明確であるか  ・受講中の相談・質問への対応体制が整備されており、受講者が安心して学習できる環境が構築されているか  ・学習の継続を支援する体制（離脱防止やモチベーション維持のためのサポート）が具体的に示されているか | 5点 |
| 参加企業の募集 | ・参加のメリットや意義が効果的に伝わるよう工夫された募集戦略が提案されているか  ・目標企業数の達成に向けて、実現可能性の高いアプローチが検討されているか | 5点 |
| 就職支援の企画・運営 | ・受講者のキャリア形成を支える就職支援の設計が明確で、伴走的な支援が具体的に示されているか  ・企業とのマッチングを意識した支援内容・アプローチが工夫されているか  ・離脱防止や就職後の定着を意識したサポート要素（相談体制、研修中のキャリア意識づけ等）があるか | 15点 |
| 同種業務の実績 | 令和２年度以降に完了した官公庁発注のデジタルスキル習得研修及び就職支援が一体となった本事業と同等の業務実績 | 15点 |
| 見積価格 | 評価点=　30×｛0.5＋（見積限度額－提案額）/見積限度額｝  　ただし、提案額が見積限度額の50％を下回った場合は満点とする。 | 30点 |
| 地域貢献度 | 市内に本社または支店（営業所）があるか | 5点 |
| 合計 | | 100点 |

* 評価結果が同一となった場合、見積金額の低い事業者を受託候補者として決定します。

10　日程

公表　　　　　　　　　　　令和７年５月１２日（月）

参加資格確認申請書受付　　令和７年５月２６日（月）１７時１５分まで

参加資格確認通知書送付　　令和７年５月２９日（木）（予定）

質問受付　　　　　　　　　令和７年６月　９日（月）１７時１５分まで

企画提案書提出　　　　　　令和７年６月２３日（月）１７時１５分まで

一次審査結果通知　　　　　令和７年６月２７日（金）（予定）

二次審査会　　　　　　　　令和７年７月８日（火）（予定）

二次審査結果通知　　　　　令和７年７月１５日（火）（予定）

契約締結　　　　　　　　　令和７年７月２２日（火）（予定）

11　失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

（１）提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

（２）提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

（３）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの

（４）二次審査会に出席しなかったもの

（５）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

（６）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

（７）参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

12　契約に関する事項

（１）前払い制度

適用しない

（２）部分払い制度

適用しない

（３）契約保証金

契約金額の１０分の１以上の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山市契約規則（平成１５年規則第８３号）第３４条に該当するときは、免除する。

（４）契約書作成の要否

必要である。

（５）プロポーザルは、受託候補者を特定するために実施するものであり、必ずしも提案内容に沿って契約するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し､契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは､次点の者と交渉する場合がある。

（６）受託候補者は和歌山市と緊密な連絡を取り、円滑に業務の進捗を図るものとする。

13　その他留意事項

（１）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（２）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

（３）提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用することができるものとする。

（４）プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあっては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。

（５）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

（６）提案者が１者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として特定する。

（７）受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。

（８）受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ和歌山市と協議し第三者への委託が効率的、効果的であると認められた場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

（９）契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、和歌山市と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。

（10）本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

（11）本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の実地検査等の対象となる場合がある。

（12）他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後５年間保管すること。

（13）事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。

（14）申込書類の著作権は申込者に帰属するが、和歌山市情報公開条例の定めにより、公開する必要がある場合は、和歌山市は申込書類の著作権を無償で使用できることとする。

（15）手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

（16）受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（17）個人情報の保護については、十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。

（18）その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。

（19）本事業目的を円滑かつ十分に遂行できる人員体制を整えること。